

# 兵庫県公報

平成28年4月15日 金曜日 第2790号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施（消防課）	1
○ 平成28年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事業等（薬剤防除・知事命令）（豊かな森づくり課）	5
○ 平成14年兵庫県告示第519号（広告景観モデル地区の指定）及び平成14年兵庫県告示第520号（広告景観モデル地区基本方針及び広告景観形成基準）の廃止（都市政策課）	6
○ 平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部改正（同）	6
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（同）	7
○ 土地区画整理事業の換地処分完了の届出（市街地整備課）	8
<b>教育委員会公告</b>	
○ 入札公告（兵庫県立図書館）	8

## 告 示

### 兵庫県告示第474号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「保安講習」という。）を公益財団法人兵庫県危険物安全協会に委託して次のとおり実施する。

平成28年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 講習種別ごとの講習日時及び講習会場等

##### (1) 給油取扱所講習

（講習対象者）給油取扱所（自家用給油取扱所を含む。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

開催年月日	講習時間	地区	会場番号	講習会場（所在地）	定員（人）
H28. 7. 7(木)	13:30 ～ 16:30	尼崎	101	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭和通2-6-68	250
H28. 7. 8(金)		加古川	102	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250
H28. 7. 26(火)		豊岡	103	但馬地域地場産業振興センター 多目的ホール 豊岡市大磯町1-79	150
H28. 7. 28(木)		神戸	104	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200
H28. 8. 3(水)		篠山	105	篠山市立篠山市民センター 多目的ホール 篠山市黒岡191	120
H28. 8. 24(水)		姫路	106	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	350

H28. 8. 25(木)	小野	107	小野市うるおい交流館エクラ 大会議室 小野市中島町72	140
H28. 10. 25(火)	明石	108	明石市立産業交流センター 多目的ホール 明石市大久保町ゆりのき通1-4-7	210
H29. 2. 1(水)	神戸	109	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200

## (2) 石油コンビナート地区講習

(講習対象者) 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設(給油取扱所を除く。)において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

開催年月日	講習時間	地区	会場番号	講習会場(所在地)	定員(人)
H28. 9. 23(金)	13:30 ～ 16:30	姫路	201	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	350
H28. 10. 5(水)		高砂	202	高砂市文化保健センター 中ホール 高砂市高砂町朝日町1-2-1	250
H28. 10. 12(水)		姫路	203	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	350
H28. 10. 20(木)		神戸	204	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200
H28. 11. 2(水)		加古川	205	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250

## (3) その他一般講習

(講習対象者) 前記(1)及び(2)以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

開催年月日	講習時間	地区	会場番号	講習会場(所在地)	定員(人)
H28. 7. 4(月)	13:30 ～ 16:30	姫路	301	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	350
H28. 7. 11(月)		神戸	302	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200
H28. 7. 13(水)		高砂	303	高砂市文化保健センター 中ホール 高砂市高砂町朝日町1-2-1	250
H28. 7. 20(水)		西宮	304	フレンテ西宮 西宮市フレンテホール 西宮市池田町11-1	240
H28. 7. 21(木)		尼崎	305	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭和通2-6-68	250
H28. 8. 4(木)		加古川	306	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250

H28. 8. 5(金)	赤 穂	307	赤穂市文化会館 ハーモニーホール 小ホール 赤穂市中広864	300
H28. 8.26(金)	宝 塚	308	宝塚商工会議所 宝塚市栄町2-1-2 ソリオ2 (6階)	100
H28. 9. 2(金)	神 戸	309	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200
H28.10.14(金)	川 西	310	川西市みつなかホール 文化サロン 川西市小花2-7-2	100
H28.10.19(水)	尼 崎	311	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭和通2-6-68	250
H28.10.26(水)	たつの	312	たつの市総合文化会館 赤とんぼ文化ホール たつの市龍野町富永地先	300
H28.11. 4(金)	神 戸	313	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200
H28.11. 9(水)	市 川	314	市川町文化センター 神崎郡市川町西川辺715	150
H28.11.14(月)	加古川	315	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250
H28.12. 6(火)	明 石	316	明石市立産業交流センター 多目的ホール 明石市大久保町ゆりのき通1-4-7	210
H29. 2. 3(金)	伊 丹	317	伊丹シティホテル 光琳の間 伊丹市中央6-2-33	250
H29. 2.14(火)	尼 崎	318	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭和通2-6-68	250
H29. 2.16(木)	神 戸	319	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200
H29. 2.17(金)	姫 路	320	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	350

(4) 全区分講習

(講習対象者) 従事する危険物施設の種別を問わない。

開催年月日	講習時間	地 区	会場 番号	講習会場 (所在地)	定員 (人)
H28. 7.15(金)	13:30 ～ 16:30	三 田	401	三田駅前一番館 (キッピーモール) 多目的ホール 三田市駅前町2-1	180
H28. 7.27(水)		洲 本	402	洲本市文化体育館 会議室1A 洲本市塩屋1-1-17	140
H28. 9.27(火)		朝 来	403	朝来市文化会館 和田山ジュピターホール 朝来市和田山町玉置877-1	140

H28.10. 7(金)	加 東	404	加東市滝野文化会館 大ホール 加東市下滝野1369—1	200
H28.11.11(金)	尼 崎	405	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭和通2—6—68	250
H28.11.18(金)	姫 路	406	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426—1	350
H28.11.25(金)	豊 岡	407	但馬地域地場産業振興センター 多目的ホール 豊岡市大磯町1—79	150
H28.12. 2(金)	加 東	408	加東市滝野文化会館 大ホール 加東市下滝野1369—1	200

定員に達しなかった講習会場については、当該講習日の2週間前まで受付を継続し、定員に達した時点で受付を締め切る。

## 2 講習科目及び時間

### (1) 危険物関係法令に関する事項（1時間）

- ア 主として過去3年間における危険物関係法令の改正事項
- イ 危険物関係法令による規制の要点

### (2) 危険物の火災予防に関する事項（2時間）

- ア 危険物施設の火災及び漏えいの事例の動向並びにその原因及び問題点の概要並びにその発生防止のための保安上の対策等
- イ 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等
- ウ 危険物施設における安全管理に関する知識

## 3 受講対象者

### (1) 製造所等において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者のうち、次のいずれかに該当する者

- ア 危険物の取扱作業に従事することとなった日から1年以内の者（ただし、平成26年度又は平成27年度に危険物取扱者免状の交付を受けている者又は都道府県知事が行った保安講習を受講した者（免状の交付を受けた日又は保安講習を受講した日が当該作業に従事することとなった日から起算して過去2年以内の場合に限る。）を除く。）
- イ 平成25年度に都道府県知事が行った保安講習を受講した者（ただし、平成26年度又は平成27年度に危険物取扱者免状の交付を受けている者又は都道府県知事が行った保安講習を受講した者を除く。）
- ウ 平成25年度に危険物取扱者免状の交付を受けている者（ただし、平成26年度又は平成27年度に危険物取扱者免状の交付を受けている者又は都道府県知事が行った保安講習を受講した者を除く。）

### (2) (1)に該当しない危険物取扱者で、特に受講を希望する者

## 4 受講申請手続

### (1) 提出書類

一括申請用受講申請書又は個人申請用受講申請書

なお、それぞれの受講申請書の対象者及び配布方法は次のとおりとする。

#### ア 一括申請用受講申請書

平成25年度に本県が行った保安講習を受講した危険物取扱者のうち、県内の消防法第11条第1項前段の規定に基づく許可を受けた製造所、貯蔵所又は取扱所で危険物の取扱作業に従事している者を対象とした申請書を、平成28年4月下旬までに公益財団法人兵庫県危険物安全協会から当該事業所宛てに受講案内書を同封して郵送する。

#### イ 個人申請用受講申請書

ア以外の者を対象とした申請書として、平成28年4月下旬に県内の各消防本部（局）及び消防署等、公益財団法人兵庫県危険物安全協会並びに兵庫県企画県民部災害対策局消防課、各県民センター及び各県民局において個人申請用受講申請書及び受講案内書を配布する。

- (2) 提出先  
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県民会館4階  
公益財団法人兵庫県危険物安全協会
  - (3) 提出期限  
平成28年5月6日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)  
郵送による場合は、必ず特定記録郵便によること。
  - (4) 受講手数料  
受講申請者一人当たり4,700円相当額の兵庫県収入証紙を、受講申請書の手数料欄に貼り付けること。また、金額の過不足がないようにすること。
  - (5) その他  
ア 受講希望日によっては、会場の都合等により希望日と異なる日を受講日に指定することがある。  
イ 指定した講習日からの受講日の変更(欠席した後に再度受講を希望する場合を含む。)は、平成28年度内の講習日への変更に限り認める。日程の変更は、事前に危険物安全協会に連絡すること。  
ウ その他の問い合わせについては次の問合せ先に連絡すること。
- 5 講習についての問合せ先
- (1) 公益財団法人兵庫県危険物安全協会 電話 (078) 333-8032
  - (2) 兵庫県企画県民部災害対策局消防課消防班 電話 (078) 341-7711 内線 3418



**兵庫県告示第475号**

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成28年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 区域及び期間
    - (1) 区域
      - ア 丹波市、南あわじ市、多可郡多可町の区域内に存する松林の区域のうち、別表の区域とする。
      - イ 神戸市、洲本市、豊岡市、南あわじ市、神崎郡神河町及び美方郡新温泉町の区域内に存する松林の区域のうち、別表の区域とする。

(「別表」は省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)
  - (2) 期間
    - ア 1(1)アの区域  
平成28年5月23日から同年7月5日まで
    - イ 1(1)イの区域  
平成28年5月23日から同年6月20日まで
- 2 森林病虫害等の種類  
松くい虫
- 3 行うべき措置の内容
  - 1(1)アの区域については、松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、その樹木に航空機からの薬剤による防除を実施すること。
  - 1(1)イの区域については、松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、その樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。
- 4 命令をしようとする理由
  - 1(1)ア及びイの区域の松林及びその周辺の松林において、過去の松くい虫被害の状況からみて3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。
- 5 その他必要な事項
  - (1) 1(1)アの区域
    - ア 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

イ 知事は、3に係る樹木を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。

(2) 1(1)イの区域

ア 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

イ 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長若しくは県民センター長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、ウにより申請書を提出する場合は、この限りでない。

ウ 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長若しくは県民センター長を経由して、知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、申請者が3の措置を行ったことを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。



兵庫県告示第476号

平成14年兵庫県告示第519号（広告景観モデル地区の指定）及び平成14年兵庫県告示第520号（広告景観モデル地区基本方針及び広告景観形成基準）は、平成28年6月30日限り、廃止する。

平成28年4月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



兵庫県告示第477号

平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部を次のように改正し、平成28年7月1日から施行する。

平成28年4月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1の表景観地区（条例第4条第1項第1号）の款を削除する。

1の表広域景観形成地域（条例第4条第1項第2号）の款の次に次のように加える。

<p>広域景観形成地域（条例第4条第1項第2号）</p>	<p>景観の形成等に関する条例第15条第1項の規定により指定された国道9号沿道地域沿道型広域景観形成地域のうち、次の区域、及び当該区域に表示し、又は設置する広告物等が国道9号から視認できない区域</p> <p>(i) 次の区間並びにこれらの路端から500メートル以内の区域</p> <p>ア 朝来市山東町大垣地内市道大垣末歳線との交点から朝来市和田山町玉置地内国道312号との交点まで</p> <p>イ 養父市八鹿町国木地内県道養父宍粟線との交点から養父市八鹿町高柳地内市道高柳下5号線との交点まで</p> <p>ウ 養父市関宮地内市道関宮町中線との交点から養父市関宮地内国道9号八木谷バス停地下道まで</p> <p>エ 香美町村岡区福岡地内町道福岡竹部線との交点から香美町村岡区福岡地内町道京ヶ花線との交点まで</p> <p>オ 香美町村岡区日影地内県道日影養父線との交点から香美町村岡区市原地内町道市原板仕野線との交点まで</p> <p>カ 香美町村岡区大糠字金ヒロイ地内町道大糠線との交点から香美町村岡区村岡字赤岩地内町道東上新町線との交点まで</p> <p>キ 新温泉町歌長地内温泉トンネル西端から新温泉町千原地内千原橋東詰まで</p>	<p>養父市 朝来市 香美町 新温泉町</p>
------------------------------	--	-------------------------------------

2の(1)表の8及び9の款を削り、10の款から13の款までを8の款から11の款までに改める。

2の(1)表の備考1を次のように改める。

備考 1 神戸市域内、姫路市域内、尼崎市域内、西宮市域内、芦屋市域内、豊岡市域内及び篠山市域内は、上記の区域から除外する。

2の(2)表の5の款を削り、6の款から13の款までを5の款から12の款までに改める。

2の(2)表の14の款を次のように改める。

13	一般国道178号	第3種禁止地域等	豊岡市・香美町境	香美町香住区下岡地内県道三川下岡線との交点	路端から100メートル以内の区域	豊岡市・香美町境	新温泉町居組地内県道居組港居組停車場線との交点	路端から1,000メートル以内の区域（禁止地域等の区域を除く。）	香美町 新温泉町
			香美町香住区余部字今西地内町道西浜線との交点	新温泉町福富地内福富橋西詰					
			新温泉町芦屋地内町道浜坂地堂線との交点	新温泉町居組地内県道居組港居組停車場線との交点					

2の(2)表の15の款から72の款までを14の款から71の款までに改める。

2の(2)表の備考1を次のように改める。

備考 1 神戸市域内、姫路市域内、尼崎市域内、西宮市域内、芦屋市域内、豊岡市域内及び篠山市域内は、上記の区域から除外する。

2の(4)表の9の款を削り、10の款から12の款までを9の款から11の款までに改め、13の款を削り、14及び15の款を12及び13の款に改め、16の款を削る。

2の(4)表の備考1を次のように改める。

備考 1 神戸市域内、姫路市域内、尼崎市域内、西宮市域内、芦屋市域内、豊岡市域内及び篠山市域内は、上記の区域から除外する。



**兵庫県告示第478号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成28年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 名称 有限会社勇紳コーポレーション  
 代表者の氏名 新井宏昌  
 住所 西宮市今津水波町2-26
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
 名称 トップワン姫路店  
 所在地 姫路市大津区勘兵衛町3丁目1番1の一部
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

- 縦覧期間 平成28年 4月15日から同月28日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 平成28年 4月15日から同月28日まで  
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



**兵庫県告示第479号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、相生市長から西播都市計画事業那波丘の台土地区画整理事業の換地処分完了の届出があった。

平成28年 4月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業の名称及び施行者の名称

事業の名称 西播都市計画事業那波丘の台土地区画整理事業

施行者の名称 相生市

**公 告**

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年 4月15日

契約担当者

兵庫県立図書館長 善 部 修

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
「兵庫県立図書館 物品及び資料移転・保管・配送等業務委託」一式
- (2) 仕様等  
契約担当者が示す入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間  
平成28年 6月 1日（水）から平成29年 9月30日（土）まで（16ヶ月間）
- (4) 履行場所  
兵庫県立図書館 明石市明石公園 1—27  
明石市大明石町 2—1—29

(5) 入札の方法

上記(1)について(3)に示す契約期間全体に係る委託料の総価(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。消費税及び地方消費税相当額を含まない。)により入札に付する。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額(消費税相当額を除いた金額)を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。



- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先  
〒673-8533 明石市明石公園1-27  
兵庫県立図書館 総務課 担当 住本  
電話 (078) 918-3366 FAX (078)913-9229
- (2) 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書等の交付期間  
平成28年4月16日（土）から5月8日（日）まで（月曜日を除く。）午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
平成28年4月22日（金）午後1時30分  
兵庫県立図書館 第2研修室
- (4) 入札・開札の日時及び場所  
平成28年5月26日（木）午後1時30分  
兵庫県立図書館 第2研修室
- (5) 入札書の提出期限  
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成28年5月26日（木）午前10時までに前記(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年5月24日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立図書館長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて平成28年5月24日（火）正午までに提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立図書館長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札に関する条件  
ア 入札書が、所定の場所に所定の日時までに到達していること。  
イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。  
ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。  
エ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。  
カ 入札金額は前記1（1）について総価（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記入すること。  
キ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。  
ク 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。  
コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。  
サ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。  
(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、ウまたはオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であつて、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。

(8) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Osamu Zenbu, President of Hyogo Prefectural Library

(2) Nature of the services to be procured:

Outsourcing of "Article and materials move, storage, delivery work", 1 set

(3) Contract period: From July 1, 2016 through September 30, 2017

(4) Contract location: Hyogo prefectural Library

(5) Deadline for tender:

13:30 May 26, 2016 by direct delivery

10:00 May 26, 2016 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Naoko Sumimoto, Hyogo prefectural Library

1-27 Akashikouen, Akashi, Hyogo 673-8533

TEL (078)918-3366 FAX (078)913-9229